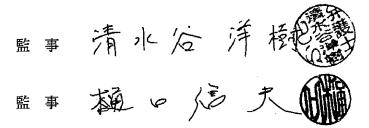
監査報告書

平成26年6月16日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 五百旗頭 真 様

公立大学法人熊本県立大学



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人熊本県立 大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度の業務、財務諸 表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)、 行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書)、事業報告書及び決算報告書について監査を 実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

理事会に出席するなどして重要な関係書類等を閲覧し、また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部局等の責任者から業務執行の状況を聴取するとともに、書面の査閲等によりこれを確かめました。

さらに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決 算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)は、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。

以上